

# 利用者視点を踏まえたICTサービス に係る諸問題に関する研究会

---

第一次提言

平成21年8月

## はじめに

インターネットや携帯電話は急速に普及し、日常生活や経済活動に不可欠な社会基盤となっている。最近では、クラウドコンピューティング化や、携帯端末の高度化が進展し、欧米諸国や我が国においては、新たなICTサービスが次々と登場している。世界中が景気低迷に悩む中、経済の牽引力としての期待もますます高くなっている。

しかしながら、新たに登場したICTサービスや、新技術を活用した情報の流通などが、通信の秘密、個人情報保護、プライバシー、知的財産保護等との関係において不分明な状況が生じ、利用者の不安の高まりや、事業者によるサービス展開が円滑に進まないという課題が指摘されるのも事実である。

本研究会においては、こうした課題について、利用者視点を踏まえながら、適切な時期に、関係者間で速やかに問題を整理し、具体的な対応策を検討していくことが重要と考え、2009年4月から6月まで、課題ごとにWGを設けるなどして検討を行った。

具体的には、①インターネット地図情報サービスについて、②違法音楽配信について、③ライフログ活用サービスについて、④個人情報保護ガイドラインの見直しについて、の4つの課題を設定した。①及び②は、WGを設置し、3回の会合を開催、③は、WGを設置し、関係者から4回のヒアリングを行った。

第一次提言では、①、②、④についての検討結果を提言として報告するものである。この提言に基づき、関係者が協力し具体的な取組を行うことで、利用者が安心してサービスを享受し、サービス提供者が利便性に富んだ多様なサービスを提供できるような環境の構築が進むことが求められる。

なお、第二次提言では、③の検討結果を報告するとともに、その他必要な課題を設定し、検討結果を盛り込むことを目指したい。構成員をはじめとする関係者のさらなる協力を期待する。

# 目次

I	インターネット地図情報サービスについて	1
1.	インターネット道路周辺映像提供サービスの現状	2
2.	国内の反応	3
3.	海外の状況	6
4.	我が国において懸念される法的問題	8
(1)	問題の所在	8
(2)	個人情報保護法との関係	9
(3)	「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」との関係	13
(4)	プライバシー・肖像権との関係	14
(5)	その他に考えられる法的問題点等	19
5.	より信頼されるサービスに向けて（具体的提言）	20
(1)	道路周辺映像サービス提供者に求められる取組	21
(2)	国による取組	22
6.	おわりに	23
II	違法音楽配信対策について	25
1.	違法音楽配信の現状	26
2.	権利者の取組	29
3.	権利者と携帯電話事業者との協力	30
4.	新たな技術的対策	34
5.	今後の方向性	39
III	「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正について	41
1.	現行ガイドラインの経緯	42
2.	電気通信事業における個人情報保護ガイドラインの特色	43
3.	個人情報保護法施行3年後の見直しについて	45
4.	3年後の見直しに対応した現行ガイドライン等の改正の方向性について	47
5.	電気通信事業分野の実情に応じた改正事項について	48

# 1 インターネット地図情報サービスについて

---

## 1. インターネット道路周辺映像提供サービスの現状

近年、公道から撮影した道路周辺の画像を編集し、インターネット上で閲覧可能となるよう公開するサービス、すなわちインターネット道路周辺映像提供サービス（以下「道路周辺映像サービス」という。）が、国内外で広く提供されてきている。日本ではグーグル株式会社、株式会社ロケーションビュー、NTTレゾナント株式会社の3社が提供している。各社のサービスを以下概観する。

### ① 「ストリートビュー」(グーグル社)

グーグル社の「ストリートビュー」サービスは、同社の提供するグーグルマップのサービスの一部であり、平成20年(2008年)8月から日本において提供が開始されている。平成21年(2009年)5月現在、全国12都市(札幌、小樽、仙台、東京、千葉、さいたま、横浜、川崎、鎌倉、大阪、京都、神戸)のほぼすべての公道周辺の風景を撮影し、全方位で閲覧可能となるように編集した上、グーグルマップ上で公開している。海外では、平成19年(2007年)5月にアメリカでの提供が開始され、以後順次撮影・公開範囲を拡大し、現在はアメリカ及び日本にオーストラリア、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、ニュージーランドを加えた9カ国においてストリートビューが提供されており、今後も提供エリアを拡充していく予定とされている。同サービスは無料で公開されているため、一般ユーザーによって外出先の外観やバリアフリー整備状況の確認等に広く利用されているとともに、観光地の紹介や不動産業、教育現場等で活用されている。

同サービスについては、プライバシーへの配慮から、自動的に人の顔を判別してぼかし処理を施すとともに、ウェブサイト上の通報フォーム及び電話により問題のある画像についての申告を受け付け、申告に基づき画像の削除やぼかし処理といった対応を行っている。また、本年5月より、さらなるプライバシー配慮策として、街頭の画像を撮影する車に載せるカメラの高さを低くする、車両のナンバープレートへのぼかし処理を自動で行う等の対策を追加で講じている。

### ② 「ロケーションビュー」(ロケーションビュー社)

ロケーションビュー社の「ロケーションビュー」サービスは、全国31地区の画像を撮影・公開しているもので、動画形式での閲覧も可能となっている。平成19年(2007年)10月に、法人へのデータベースの提供と実験としての会員制ウェブサイト(メールアドレスを登録することにより無料で会員となることができる。)での公開という二通りの形式でサービスの提供を開始したが、会員制ウェブサイトは、ゲストログインという形で、会員でなくても閲覧できるようになっていた(なお、ゲストログインは平成20年10月に廃止され、以後は会員登録した者のみが閲覧できた。)。本年4月、実験の目的は達せられたとして、会員制ウェブサイトにおけるサービスは休止した。

ロケーションビューサービスも、会員制とはいえ、会員登録は無料であり、ゲストログインにより会員以外に公開されていた期間もあったことから、一般ユーザーに広く利用されていたほか、施設や店舗の案内、金融機関の担保調査、インフラの施設管理（マンホール、電線、電柱の管理）、地方行政サービス（水道、道路管理、下水道管理）、消防本部の消防・救急指令台システムや不動産情報サイトに画像データベースが導入される等の活用がなされている。プライバシーへの配慮から、一般公開用の画像は撮影時の十分の一の画質で提供するとともに、人の顔及び車両のナンバープレートにぼかし処理を施し、申告があれば画像の削除に応じていた。また、サービスサイトにおいて一般に公開している際、画像のURLは各会員固有のものを振り出していたので、他のウェブサイト当該画像へのリンクが張られた場合には、どの会員が当該リンクを張ったのかが判別できるようになっていたとしている。

### ③ 「ウォークスルービデオシステム」(NTT レゾナント社)

NTTレゾナント社の「ウォークスルービデオシステム」は、国内及び海外数カ所の風景を撮影し、動画で公開しているもので、実際にその場を車両で走行等しているような仮想体験を可能にする機能である。新たな地図サービスの可能性について検証を図ることを目的に、平成19年(2007年)4月より実験的に提供されている。公道から撮影した画像のほか、事前に許可を得た上で、清水寺の境内やシンガポール動物園といった施設の内部画像の撮影・提供も行っている。

こちらもプライバシーへの配慮から、撮影時よりも劣った画質の画像を提供するとともに、人の顔及び車両のナンバープレートに手作業でぼかし処理を行っている。また、撮影時のカメラの高さも大人の視点とほぼ同じであり、塀の上から撮影することのないよう調整している。

海外においては、上述のとおりグーグル社が日本のほか8カ国においてストリートビューを提供しているほか、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、ロシア、オランダ、スウェーデン、フィンランド等において、他社から類似のサービスが提供されている。

## 2. 国内の反応

平成20年(2008年)8月にグーグル社がストリートビューの提供を開始して以後、日本国内では道路周辺映像サービスについて、プライバシーや肖像権の侵害である、防犯上の観点から問題があるといった指摘がなされた。ユーザーからの問題のある画像の削除申請が大量に同社に対して寄せられ、新聞やテレビ等でも大きく報道されるとともに、国会、地方自治体等からも反応が見られた。

まず国においては、平成20年(2008年)11月、衆議院総務委員会において、ストリートビューに関する質疑が行われたが、その後、関係機関において道路周辺映像サービス

の法的位置付けが明確化されることのないまま現在に至っている<sup>1</sup>。

地方自治体においては、各地の議会で道路周辺映像サービス、特にストリートビューに関する意見書が多数採択されており、平成21年(2009年)6月22日現在で40件の意見書が総務省に寄せられている。総務省に寄せられた意見の概要を表1に掲げる。

(表1)

	要望の概要	時期	客体
東京都町田市	1,2,3,4	H20.10.9	政府及び関係機関
奈良県生駒市	1,2,3,4	H20.12.11	政府及び関係機関
北海道札幌市	2,4,5	H20.12.11	国会及び政府
香川県琴平町	1,2,3,4,10	H20.12.15	政府及び関係機関
奈良県安堵町	1,2,3,4	H20.12.17	政府及び関係機関
奈良県御所市	1,2,3,4	H20.12.16	政府及び関係機関
大阪府茨木市	6	H20.12.16	国及び政府
奈良県三郷町	1,2,3,4	H20.12.17	国及び県の関係機関
広島県福山市	1,2,3,4	H20.12.22	政府
埼玉県和光市	4,8	H20.12.19	政府
大阪府高槻市	1,2,3,4	H20.12.18	国会、政府及び関係機関
神奈川県相模原市	1,2,3,5,9	H20.12.20	国会及び政府
東京都狛江市	1,3,4	H20.12.22	国会・政府及び東京都
東京都国分寺市	1,3,4	H20.12.19	政府及び関係機関
東京都小平市	1,2,3,7	H21.2.25	政府及び関係機関
東京都小金井市	1,2,3	H21.3.4	政府
東京都荒川区	1,3,4	H21.3.17	国会及び政府並びに東京都
高知県宿毛市	1,2,4,5	H21.3.17	国会、政府、県及び関係機関
高知県土佐市	1,3,4,5	H21.3.18	国
高知県須崎市	1,2,3,4,10	H21.3.19	国
高知県	1,3,4	H21.3.19	国
広島県尾道市	1,2,3,4	H21.3.17	政府及び関係機関
香川県綾川町	1,2,3,4	H21.3.19	国会、政府及び関係機関
香川県まんのう町	1,2,3,4	H21.3.19	国会、政府及び関係機関
埼玉県戸田市	2,4,8	H21.3.23	国及び政府
広島県呉市	1,2,3,4	H21.3.19	政府及び関係機関
福岡県小郡市	1,2,3,4	H21.3.24	政府及び関係機関
広島県竹原市	1,2,3,4	H21.3.17	政府及び関係機関
香川県丸亀市	1,3,10	H21.3.24	政府、国会並びに香川県

<sup>1</sup> なお、平成20年(2008年)12月に閣議決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に、防犯上の問題点等について検討する旨の言及がある。

香川県多度津町	1,2,3,4,10	H21.3.26	県、政府及び関係機関
北海道石狩市	2,3,11	H21.3.24	政府
北海道江別市	4,8	H21.3.27	国
香川県小豆島町	1,2,3,4	H21.3.30	国
大阪府箕面市	1,2,3,4	H21.3.26	政府、国会及び関係機関
香川県土庄町	1,2,3,4	H21.3.24	国
香川県三木町	1,2,3,4,10	H21.3.31	県、政府及び関係機関
大阪府枚方市	1,3,9	H21.3.27	政府
奈良県宇陀市	1,2,3,4	H21.3.31	政府及び関係機関
四国市議会議長会	1,4	H21.4.23	国
高知縣市議会議長会	1,4	H21.4.14	国

概要凡例:

1=当該サービスに対して寄せられた意見の実態調査等の現状把握 2=インターネット非利用者への広報  
3=住宅街の公開の適否について、国民からの意見聴取を踏まえての事業者への指導 4=個人・自宅の無  
許可撮影及び公開に係る法整備 5=画像の撮影及び公開に際して住民から許可を得よう事業者に指導  
6=当該サービスの非公開化 7=第三者による当該サービスの二次利用に関するルール整備の促進 8  
=繁華街や住宅街等、地域の種類ごとの公開の適否に関する検証 9=新技術の恩恵をすべての国民が享  
受するための方策についての検討 10=差別等の人権侵害の観点からの検討 11=インターネット以外か  
らも削除要求を可能とするよう事業者に要請

地方議会からの意見書の内容はそれぞれに異なるが、概ね表1概要凡例に掲げた11類  
型に分類でき、特に実態調査の実施、インターネットを利用しない人への広報、道路周  
辺映像サービス提供事業者への指導及び法整備の検討の4点を政府に求める内容の意見  
書が多く見られる。また、意見書は道路周辺映像サービスが提供されていない地方自治  
体の議会からも多く寄せられており、同サービスへの関心の高さが伺われる。

また、東京都では情報公開・個人情報保護審議会においてストリートビューを取り上  
げ、グーグル社を交えて意見交換を進め、本年5月25日に開催した第41回会合におい  
て、①個人情報保護法との関係、②プライバシー・肖像権との関係等の法的課題が完全  
には整理できていないこと、③地方自治体への事前通知・協議、地域安全との関連、公  
道からの撮影の徹底等が残された課題であると指摘し、総務省に検討を要請している。

このように、まだ条例化等の具体的な動きは確認されていないものの、各地方自治体  
において、道路周辺映像サービスへの反応が多く見られるところである。

また、道路周辺映像サービスに対して反応を見せているのは国や地方自治体に限られ  
ない。例えば、福岡県弁護士会は、平成20年(2008年)12月1日付けで、「ストリートビ  
ューサービスの中止を求める声明」を発出し、プライバシー侵害の観点から、同サービ  
スの抱える問題点が抜本的に解決されるまで、同サービスの提供を中止するよう求め  
ている。また、市民団体等からは、道路周辺映像サービスを悪用によるプライバシー侵害  
等の助長に対する不安や懸念が示されている。



### 3. 海外の状況

諸外国においても、道路周辺映像サービス（特にストリートビュー）に関する検討に一定の進展が見られる。アメリカ、カナダ、欧州委員会、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリアの反応は、以下のとおりである。

#### ① アメリカ

アメリカでは、連邦政府（国防総省）が安全保障の観点から、軍事施設内の映像の撮影・公開を許可しないこととしたほか、州政府や住民等が対策を講じている例がある。カリフォルニア州議会では、学校、礼拝施設、政府施設及び医療施設の衛星画像を商用サイトに掲載する際のぼかし処理を義務づける法案<sup>2</sup>が提出され、審議が行われている。ミネソタ州ノースオーク市では、グーグル社が同市を撮影した際、私有地への侵入を禁止する条例に違反したとして、同市の映像はすべてストリートビューから削除された。ペンシルヴァニア州では、グーグル社が私道に侵入して撮影を行い、撮影された画像を公開しているのはプライバシー侵害であるとしてグーグル社に対する訴訟が提起されたが、原告のプライバシー侵害であるとの申立てに係る疎明が不十分である等の理由から、訴えを棄却された事例が存在する。

#### ② カナダ

カナダでは、連邦のプライバシー・コミッショナーが平成 19 年(2007 年) 8 月に、グーグル社がストリートビューのために収集している画像が個人を特定するのに十分な解像度を有しているため、個人情報保護法の定める「個人情報」に該当し、同サービスが同法に整合的でない可能性がある旨の書簡をグーグル社に送付している。カナダでは現在ストリートビューは提供されていないが、市街地での撮影開始を受け、議会において新たなサービスや技術の進展を踏まえた個人情報保護法の見直しやグーグル社を召喚する動議が審議にかけられている。

#### ③ 欧州委員会

EU レベルでは、指令 95/46/EC（個人データ処理及びデータの自由な移動に関する個人の保護に関する指令）第 29 条に基づき設置されるデータ保護作業部会（加盟国のデータ保護監視担当局により構成され、欧州委員会に対して助言を行う機関）が道路周辺映像サービスに係る問題について検討を行っているところとされている。

<sup>2</sup> <http://www.assembly.ca.gov/acs/acsframeset2text.htm>  
Bill Number : AB255, Author : Joel Anderson

#### ④ イギリス

イギリスでは、プライバシー保護を所管する機関である I C O (Information Commissioner's Office) が、平成 20 年(2008 年) 7 月にストリートビューについて、「限定された環境下では、個人が特定されることが可能かもしれないが、同サービスが個人ではなく道路周辺映像を対象としていることは明らか」であり、グーグル社が「ぼかし」等による適切な画像の処理等を行い、プライバシーやセキュリティを脅かすリスクを回避する十分なセーフガード措置を取っていることに満足しているとの公式な声明を發出している<sup>3</sup>。平成 21 年(2009 年) 3 月にはイギリスにおいてストリートビューの提供が開始されたが、I C O は同年 4 月、今後もグーグル社によるぼかし処理や削除申立てへの即時対応といった取組を注視していくとしながらも、同サービスが形式的にデータ保護法に違反しているとは考えられず、また比較的プライバシー侵害のリスクが小さいにもかかわらずサービス全体を停止するのは不相当であるとの声明を發している<sup>4</sup>。

#### ⑤ フランス

フランスでは、「情報、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日付法律第 78-17 号 (Loi n°78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés)」第 22 条の規定により、個人データの機械的な取扱いを行う者は、「情報と自由に関する国家委員会」(C N I L : Commission Nationale de l'informatique et des libertes)に届出(安全保障や生体認証等に係る一部事項については許可)を行わなければならないとされており、グーグル社は、ストリートビューの提供に当たって届出を行っている。グーグル社は、C N I L との協議を踏まえ、ぼかし処理ソフトウェアの改良や削除依頼への対応により、人の顔や車両のナンバープレートのぼかし処理の改善を図ることとしており、C N I L はそのようなプライバシー保護のための対応を歓迎すると発表している<sup>5</sup>。

#### ⑥ ドイツ

ドイツでは、地理座標により所在地を明確に示され、住所と紐づけられた建築物・住居の画像や、建築物の所有者の記載は一般的に個人情報として取り扱われ、連邦データ保護法の対象となるとされている。このような画像のインターネットを通じての提供に関する規定は、平成 20 年(2008 年)11 月に開催された各州のデータ保護委員会の上位会議である全体のデータ保護委員会総会によって、以下のとおり決定された。

<sup>3</sup> [http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2008/google\\_streetview.pdf](http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2008/google_streetview.pdf)

<sup>4</sup> [http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2009/google\\_streetview\\_220409\\_v2.pdf](http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2009/google_streetview_220409_v2.pdf)

<sup>5</sup> [http://www.cnil.fr/index.php?id=2538&tx\\_ttnews\[pointer\]=11&tx\\_ttnews\[tt\\_news\]=386&tx\\_ttnews\[backPid\]=17&cHash=b5d0deea9d](http://www.cnil.fr/index.php?id=2538&tx_ttnews[pointer]=11&tx_ttnews[tt_news]=386&tx_ttnews[backPid]=17&cHash=b5d0deea9d)

- ・ 画像の入手、保存、提供については、個人の正当な利益が優越する場合には許されない。正当な利益の評価に際しては、画像データがどのような目的で使用されるのか、また、誰に対して提供されるのか、あるいはどのように公表されるのかが重要視される。
- ・ 建築物・住居の表示がぼかし処理等により抽象化された場合には、個人は認識できないものとし、正当な利益は存在しない。
- ・ 地理情報と紐づいた画像の体系的な提供は、顔、車両のナンバープレート又は住所番地が認識できる場合には認められない。
- ・ 影響を受ける住民及び住居の所有者に対しては、個別の画像の公表に対して異議を唱えることと、明瞭な画像を差し止めることができるようにしなければならない。
- ・ データ取得前に異議を唱える機会を確保するため、データの取得に際しては異議を唱えるために十分な期間を置いて周知されなければならない
- ・ 異議申立て可能性については画像が公表された後においても確保されなければならない。

上記決定を踏まえ、ハンブルク州個人データ保護委員会は平成 21 年(2009 年) 5 月、州・連邦を代表して、グーグル社に対し、ストリートビューについて、上記規定を遵守する旨の誓約書を提出するよう要請している<sup>6</sup>。

## ⑦ オーストラリア

オーストラリアでは、平成 20 年(2008 年) 8 月よりグーグル社のストリートビューが提供されているところ、サービス導入当初にプライバシー保護担当機関であるプライバシー・コミッショナー・オフィスとグーグル社との間でプライバシーの取扱いに関する協議が行われ、人の顔、車両のナンバープレート、特定の建物が識別できる部分にぼかし処理を行うこと及び今後撮影地域を拡大する際に、撮影を行う場所、時間に関し、グーグル社が情報提供することが合意されている。

## 4. 我が国において懸念される法的問題

### (1) 問題の所在

道路周辺映像サービスは、一般公開されているサービスと企業向けのサービスとで使われ方に若干の違いはあるが、①バリアフリーの整備状況をはじめ外出先の確認など個人による利用、②施設や店舗の案内・金融機関の担保調査・不動産取引などビジネスでの利用、③インフラの施設管理(マンホール、電線、電柱の管理)、④観光振興、教育分野、消防・救急・防災その他地方行政サービス(水道、道路管理、下水道管理)

<sup>6</sup> 平成 21 年(2009 年) 5 月 29 日現在、ドイツにおいてストリートビューは提供されていない。

においても利用されるなど、多方面で幅広く活用されており、相応の社会的意義を有する。

他方、2. で述べたとおり、道路周辺映像サービスの一つであるグーグル社のストリートビューに対しては各方面から様々な問題が提起されている。提起された問題を整理すると、道路周辺映像サービスについては、①個人情報保護法に違反するのではないか、②住宅地の家屋や人を無断で撮影して公開することはプライバシーや肖像権の侵害ではないか、③より信頼されるサービスにするためにはどのような配慮が求められるか（十分な情報提供、インターネットを利用しない人々への配慮、防犯上の問題への配慮等）等が問題といえる。

そこで、まず、法的な問題につき、個人情報保護法、プライバシー及び肖像権との関係を整理した上で、より信頼されるサービスにするために道路周辺映像サービス提供者に求められる配慮の在り方を検討する。

## （2）個人情報保護法との関係

平成 17 年（2005 年）4 月に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）は、「個人情報取扱事業者」に対して、「個人情報」、「個人データ」及び「保有個人データ」の取扱いに関して様々な義務を課している。道路周辺映像サービスの提供者が、同法にいう「個人情報取扱事業者」に当たる場合、下図のような様々な義務規定が適用される<sup>7</sup>。

対象情報	義務の内容
個人情報	・利用目的の特定(第 15 条) ・利用目的による制限(第 16 条) ・適正な取得(第 17 条) ・取得に際しての利用目的の通知等(第 18 条)
個人データ	・データ内容の正確性の確保(第 19 条) ・安全管理措置(第 20 条) ・従業員の監督(第 21 条)

<sup>7</sup> なお、海外法人との関係については、内閣府「個人情報に関するよくある疑問と回答」（<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gimon-kaitou.html>）Q2-18 において、「国内に拠点を構える企業であれば、外国企業であっても「個人情報取扱事業者」に該当します。一方、個人情報保護法に限らず、一般に、国の法令の効力はその領域以外には及ばないとされており、外国で事業活動を行う日本企業の海外支店には、個人情報保護法の規制は及びません。（ただし、日本に所在する本社（個人情報取扱事業者）がその海外支店から個人情報を取得する際には、適正に取得するなどの義務が課せられます。）」と説明されている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の監督(第22条)</li> <li>・第三者提供の制限(第23条)</li> </ul>
保有個人データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有個人データに関する事項の公表等(第24条)</li> <li>・開示、訂正等、利用停止等(第25～27条)</li> </ul>

「個人情報取扱事業者」に当たるのは、「個人情報データベース等を事業の用に供している」場合である(ただし、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は除く。法第2条3項、個人情報の保護に関する法律施行令第2条)。

したがって、道路周辺映像サービス提供者が、①道路周辺映像サービスの提供に当たって「個人情報データベース等」を用いている場合、又は、②道路周辺映像サービス以外において、何らかの「個人情報データベース等」を事業の用に供している場合には、原則として「個人情報取扱事業者」となる。

なお、「個人情報データベース等」とは、「個人情報を含む情報の集合物」であって、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」等をいう(法第2条2項)。

## 1) 道路周辺映像サービス提供に「個人情報データベース等」を用いているか

### ア 道路周辺映像サービスは「個人情報」を含む情報の集合物といえるか

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」(法第2条第1項)をいい、個人識別性の有無が「個人情報」該当性の要件となる。

道路周辺映像サービスにおいて公開されているのは、主に住居の外観の画像であるが、誰の住居であるかまでは特定できないものが大半であり、現時点では他の情報と照合して容易に特定可能ともいえないことから<sup>8</sup>、居住者の氏名を掲げた表札

<sup>8</sup> 総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(平成17年(2005年)10月17日改訂)において、「具体的には、他の電気通信事業者への照会を要する場合のほか、内部でも取扱部門が異なる等の事情により照会が困難な場合がこれに当たる。」と説明されている。

また、経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(平成20年(2008年)2月29日改訂)においても、「通常の作業範囲において、個人情報データベ

が判読可能な状態で写り込んでいるなど例外的な場合を除き、原則として個人識別性がなく、「個人情報」には該当しないと考えられる<sup>10</sup>。また、車両のナンバープレートの番号が写り込んでいた場合も、車両のナンバープレートの番号からその登録名義人や使用名義人を照合することは容易ではないことから<sup>11</sup>、個人識別性を欠き、「個人情報」には該当しないと考えられる。個人の容貌が写り込んでいる場合には特定の個人を識別可能といえるが、顔の部分にぼかしをかける等の措置を講じた上で公開している限り、「個人情報」には該当しないと考えられる<sup>12</sup>。ただし、道路周辺映像サービス提供者が、ぼかしをかける等の措置を講じる前の画像を保存している場合には、これについては個人識別性があるため「個人情報」に該当すると考えられる。

したがって、現在の道路周辺映像サービスは、①表札の氏名が判読可能な状態で写っていたり、個人の容貌につきぼかし忘れがあったりすることによって、個人識別性のある情報が含まれる場合及び②道路周辺映像サービス提供者がぼかしをかける前の映像を保存している場合には「個人情報」に該当し、それがデータベース化されている場合には「個人情報を含む情報の集合物」に該当し得ることになる。

#### イ 道路周辺映像サービスは「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」といえるか

「個人情報を含む情報の集合物」に該当する場合でも、道路周辺映像サービスは、現時点では、特定の住所から特定の個人を検索したり、逆に氏名から特定の住所を検索したりできるようにはなっておらず、膨大な情報群の中から特定の個人情報を「検索することができるように体系的に構成」されているとは言い難い<sup>13 14</sup>。

---

ース等にアクセスし、照合することができる状態をいい、他の事業者への照会を要する場合であって照会が困難な状態を除く。」と説明されている。

9 現在のところ、他の事業者に照会することなく、何らかのデータベース、住所録又は住宅地図を整備して住所から居住者を照合できるようにしている道路周辺映像サービス提供者は確認されていない。

10 経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関するQ&A(平成20年(2008年)2月29日改訂)においては、「住所については基本的に個人情報に該当しない」(Q9)、「単に、地図上の地点を示すのみならば、通常は特定の個人を識別できませんので、個人情報に該当しない。」同(Q1)と説明されている。

11 運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口において所有者等の登録事項を確認することができるが、確認には、ナンバープレートに表記されている文字・数字すべての他に車台番号下7桁の数字すべてが必要とされる。また、何のために必要なのか、請求事由を明示する必要がある。さらに、請求者の住所及び氏名を確認するもの(運転免許証など)も必要となる。

参考URL <http://www.mlit.go.jp/jidosha/topics/tourokupr.htm>

12 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成18年(2006年)4月21日改訂)によれば、「顔写真については、一般的には目の部分にマスキングすることで特定の個人を識別できないと考えられる。」とされている。

13 経済産業省ガイドラインQ&A(Q20)では、本人が判別できるような防犯カメラやビデオカメラな

したがって、道路周辺映像サービスでは、何らかの理由で特定の個人情報を検索できる仕組みを備えていない限り、原則として「個人情報データベース等」を事業の用に供しているとはいえないと考えられる。そのため、道路周辺映像サービス提供者は、原則として、道路周辺映像サービスを提供することのみでは、現行の個人情報保護法の義務規定の適用を受ける「個人情報取扱事業者」となるものではないと考えられる。

## 2) 道路周辺映像サービス以外で「個人情報データベース等」を事業の用に供している場合

前述のとおり、道路周辺映像サービス提供者が、道路周辺映像サービス以外において、何らかの「個人情報データベース等」を事業の用に供している場合には、「個人情報取扱事業者」に該当することになる。道路周辺映像サービスは、その性質上、提供できるのはある程度の規模をもった事業者に限られると考えられるが、そうした事業者は道路周辺映像サービス以外の事業も展開し、多数の者を雇用していることが通常である。そのため、現実には、道路周辺映像サービス提供者は、道路周辺映像サービス以外の事業等との関係で「個人情報取扱事業者」に該当する場合が少なくないとの指摘もある。

仮に、道路周辺映像サービス提供者が「個人情報取扱事業者」に当たる場合、個人情報保護法の義務規定が適用されることになるが、道路周辺映像サービスとの関係で主に問題になるのは、個人情報に該当する映像との関係で、利用目的による制限（個人情報保護法第16条）、個人情報の適正な取得（同法第17条）及び「個人情報データベース等」を構成する個人情報である「個人データ」についての安全管理措置（同法第20条）及び第三者提供の制限（同法第23条）と考えられる<sup>15</sup>。

同法第16条は、個人情報の目的外利用を原則禁止している。ぼかしをかける等の措置を講じる前の映像を保存している場合等には、それについて目的外利用をすれば、この禁止に抵触し得ると考えられる。

同法第17条は、個人情報取扱事業者が「偽りその他不正の手段により」個人情報を

---

どで記録された映像情報について、「本人が判別できる映像情報であれば、「個人情報」に該当しますが、特定の個人情報を容易に検索することができるように整理していない限り、「個人情報データベース等」には該当しません。すなわち、記録した日時による検索は可能であっても、氏名等の個人情報では容易に検索できない場合には、「個人情報データベース等」には該当しません。」と説明している。

<sup>14</sup> 衆議院個人情報の保護に関する特別委員会 平成15年(2003年)4月18日 細田国務大臣答弁  
本サービスとは異なるが、検索エンジンについて、「このような検索エンジンと言われておりますものにつきましては、個人情報としての索引が付されては必ずしもいないということから、これをもって「特定の個人情報を」、中間は飛ばしますけれども、「検索することができるように体系的に構成したもの」ではない。したがって、本法案第2条第2項に規定する「個人情報データベース等」には該当しないというふうに考えております。」との見解が示されている。

<sup>15</sup> このほか、個人情報に関する利用目的の特定（法第15条）、取得に際しての利用目的の通知等（法第18条）等が求められる。

取得することを禁じている。道路周辺映像サービスとの関係では、取得すなわち撮影がプライバシー・肖像権を侵害するようなものである場合には、この禁止に抵触し得ると考えられる。

法第 20 条・法第 23 条については、「個人データ」について適用のある規定であるところ、前述のとおり、道路周辺映像サービス自体が「個人情報データベース等」を利用するものではなく、道路周辺映像サービスによって提供される人の姿や表札などの個人情報は「個人データ」ではないことから、原則として同条の適用はないと考えられる。

### (3) 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」との関係

個人情報保護法の義務規定の適用がない場合でも、電気通信事業を行う者は、総務省が定めている電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号。以下この章において「個人情報保護ガイドライン」という。）を遵守することが求められる。個人情報保護ガイドラインは、個人情報保護法のほか通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 4 条その他の関連規定を踏まえ、電気通信事業者に対し、個人情報等の適正な取扱いについてできるだけ具体的な指針を示し、電気通信サービスの利便性の向上と利用者の権利利益を保護することを目的として定められたものである<sup>16</sup>。

個人情報保護ガイドラインで定義されている「電気通信事業者」は、電気通信事業法で定義されている「電気通信事業者」より広い概念であり、登録、届出の有無にかかわらず電気通信事業を営む者や、営利を目的とせず電気通信事業を行う者も広く含まれる<sup>17</sup>。

道路周辺映像サービス提供者が、国内にある電気通信事業法上の電気通信設備を用いて道路周辺映像サービスを提供する場合には、他人の需要に応じて電気通信設備を他人の通信の用に供していると考えられる。かかる場合は、当該道路周辺映像サービス提供者は、個人情報保護ガイドライン上の「電気通信事業者」に該当し、個人情報

<sup>16</sup> 「本ガイドラインは個人情報保護法及び個人情報保護法第 7 条の規定に基づき平成 16 年(2004 年)4 月 2 日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」並びに通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 4 条その他の関連規定を踏まえ、電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについてできるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲での自由な流通を確保して電気通信サービスの利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的とするものである」（個人情報保護ガイドライン第 1 条解説）

<sup>17</sup> 個人情報保護ガイドライン第 2 条第 1 号は「電気通信事業者」につき、「電気通信事業（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に定める電気通信事業をいう。）を行う者をいう。」と定義する。

他方、電気通信事業法第 2 条第 5 号は「電気通信事業者」につき、「電気通信事業を営むことについて、第 9 条の登録を受けた者及び第 16 条第 1 項の規定による届出をした者をいう。」と定義する。



保護ガイドラインの適用対象となると考えられる。

したがって、道路周辺映像サービス提供者は、個人情報保護法の義務規定の適用がない場合でも、個人情報保護ガイドライン上の電気通信事業者として個人情報保護ガイドラインを遵守することが求められる。

個人情報保護ガイドラインにおいて遵守が求められている事項は、個人情報保護法の義務規定と重なっている部分が多いが、電気通信事業は通信の秘密ともかかわる事業であるなど極めて高い公共性を有し、そこで取り扱われる個人情報を保護する必要性は大きい。そのため、個人情報、個人データ及び保有個人データに区別せず一律に個人情報の取扱いの問題としている点、プライバシーポリシーの公表など法律に規定されていないことをも求めている点など、一部の事項については個人情報保護法よりも厳格な取扱いを求める内容となっている。

具体的には、道路周辺映像サービスの展開に当たっては、個人情報の利用目的をできる限り特定すること（個人情報保護ガイドライン第5条第1項）、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこと（同第6条第1項）、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないこと（同第7条）、利用目的を本人に通知し、又は公表すること（同第8条第1項）、個人情報保護管理者の設置（同第13条）、プライバシーポリシー（当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言）の公表と遵守（同第14条）などが必要となる。

また、公開することにつき本人の同意を得るか又はオプトアウトの要件（同第15条2項）<sup>18</sup>を満たすことが必要となる。

#### （４）プライバシー・肖像権との関係

##### （ア）プライバシー・肖像権の内容及び違法性の判断基準

プライバシーについて一般的に規定した法律は存在しないが、判例法理上、プライバシーは法的に保護されるべき人格的利益として承認されている。プライバシーの具体的な内容については様々な見解があるが、私的事実の公開に関しては、東京地裁昭和39年9月28日判決（「宴のあと」事件判決）において、公開された内容が、①私生活上の事実であること、②一般人を基準にすれば公開を欲しないものであること、③一般の人々に未だ知られていないこと、④当該私人が不快、不安の念を覚えたこと

<sup>18</sup> ガイドライン第15条第2項は、以下のとおりである。

「電気通信事業者は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること

二 第三者に提供される個人情報の項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること」

という要件が示されて以来<sup>19</sup>、同要件が参考とされてきたが、近年の判例<sup>20</sup>では、他人にみだりに知られたくない情報であるか否かがもっぱらの基準とされており、現在では前掲「宴のあと」事件の裁判例にある要件は必ずしも踏襲されてない。

肖像権についても、法律に規定は存在しないものの、「みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由」として、判例法理によってその法的権利性が承認されている<sup>21</sup>。

他方、表現の自由もまた憲法上保障された権利であり、時にプライバシーや肖像権との間で利害が対立することがあるが、一方の権利が他方に無条件に優位するものとは解されていない。プライバシーについては、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを個別の諸事情ごとに比較衡量し、前者が後者に優越する場合にプライバシー侵害として不法行為が成立すると解されている<sup>22</sup>。

肖像権も、不法行為の成否につき、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきと解されており、プライバシーとほぼ同様に理解されている<sup>23</sup>。

## (イ) 道路周辺映像サービスとプライバシーの関係

<sup>19</sup> 東京地裁昭和39年9月28日判決（「宴のあと」事件）は、プライバシーの内容につき「公開された内容が、①私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、③一般の人々に未だ知られていないことがらであること、④このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたこと。」と判示している。

<sup>20</sup> 最高裁平成15年9月12日第二小法廷判決は、学籍番号、氏名、住所及び電話番号について、「秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」としつつ、「自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えすることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」から、「プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。」と判示している。

<sup>21</sup> 最高裁昭和44年12月24日大法廷判決（京都府学連事件）は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する。」と判示している。また、判例上、私人による撮影についても権利侵害となることが認められている（後掲注22・最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決（和歌山毒カレー事件報道事件）など）

<sup>22</sup> 最高裁平成15年3月14日第二小法廷判決は、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する…本件記事が週刊誌に掲載された当時の被被告人（対象少年）の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被被告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被被告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」と判示している。

<sup>23</sup> 最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決（和歌山毒カレー事件報道事件）は、「人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」と判示している。

## ① 道路周辺映像サービス公開の目的・意義

道路周辺映像サービスの目的は、従来は平面で表示されていた地図情報について、写真を使ってリアルかつ立体的に表現することにより可能な限り現実に即した形で地図情報を提供するというところにある。一般に、地図情報の質の向上は、社会全体の利便性向上に資するものであり、社会的意義があるといえる。

現在展開されている各種の道路周辺映像サービスは、一般公開されているサービスと企業向けのサービスとで使われ方に若干の違いはあるが、前述のとおり、個人やビジネスの分野のほか、地方自治体においても観光振興、教育分野、水道・道路管理・固定資産税管理、消防・救急・防災などの多方面で幅広く活用されている。

## ② プライバシー侵害の有無・程度

一般に、個人の住所とともに当該個人の住居の外観の写真が公表される場合には当該個人の住居の外観の写真はプライバシーとして法的保護の対象になり得ると考えられている<sup>24</sup>。屋内の様子、車両のナンバープレート及び洗濯物その他生活状況を推測できるような私物が写り込んでいる場合にも、内容や写り方によっては、上述の判断基準に照らし、プライバシーとして法的保護の対象となる可能性がある<sup>25</sup>。

具体的なプライバシー侵害の有無と程度は、個々の写真の内容や写り方によって異なるため一概にはいえないが、インターネット上で公開されると情報の伝わる範囲はきわめて広いこと、侵害されるのは公人等の著名人ではなく一般市民のプライバシーであることを考慮すれば、その侵害により受ける被害は必ずしも小さくない。特に、人の顔や車両のナンバープレートなどはプライバシーや肖像権との関係で問題を生じやすい情報であり、ぼかしを入れたり、解像度を荒くしたりして判別できなくして公開することが必要である。なお、我が国の固有の事情として表札の問題があるところ、表札は車両のナンバープレートのように形、大きさ及び文字の配列等に画一性がないため、現在の技術で機械的に一律のぼかし等の処理を施すことには限界があるが、少なくとも本人等から申出があれば事後的にぼかし処理や削除等何らかの対応ができるようにしておくことが望ましい。将来、技術的に可能となった場合には、表札等にも公開前に一律にぼかしを入れるなど一層の配慮も期待される。

<sup>24</sup> 東京地裁平成10年11月30日判決（「ジャーニーズおっかけマップ・スペシャル」事件）は、「一般に、個人の自宅等の住居の所在地に関する情報をみだりに公表されない利益は、プライバシーの利益として法的に保護されるべき利益というべき。」と判示している。

<sup>25</sup> 例えば、ナンバープレート自体には個人識別性があるとはいえないものの、住居の表札が写っている画像にナンバープレートを識別できる車両も写り込んでいる場合などにはプライバシー侵害の問題となり得る。なお、そこまで至らなくても、住所とナンバープレートが結びついた時点でプライバシーに関する問題が生じるおそれがあるとの指摘もある。

撮影の態様については、後述の肖像権が問題となった事案における裁判例を参考にする限り、公道からの撮影は不当な態様での撮影とはならないことが多いと考えられる。しかし、私有地にあえて無断で立ち入るなど不当な手段を用いたり、道路交通法等関係法規を遵守しなかったりした場合などには不当な撮影態様とみられる場合があり得る。また、我が国の住宅事情にかんがみれば、人の視線を大きく超えるような高さにカメラ位置を設定して撮影すると、結果として塀越しに家屋をのぞき見て撮影しているのと同様となり、やはり不当な撮影態様とみられる可能性があることから、サービスに支障がない限度で、可能な限り人間の視線に近い位置にカメラ位置を設定して撮影するなどの配慮も必要である。

他方、道路周辺映像サービスにおいては、近隣住民や知人など限られた者を除き誰の家や私物の写真なのかを識別できないことが多いため、特定個人のプライバシーが侵害されているといえる場面は比較的限定されるとの指摘がある<sup>26</sup>。

また、道路周辺映像サービスは、公道を歩けば誰でも目にするのできる情景をインターネット上で公開するものであるところ、人が公共の場所にいる場合は、プライバシーの利益はきわめて制約されたものになる。もっとも、公共の場所にいるという一事によってプライバシーの利益が全く失われると解するのは相当ではなく、もとより当該個人が一切のプライバシーの利益を放棄しているとみなすこともできない。したがって、態様や程度の如何によってはなおプライバシーの利益を侵害するおそれがあると考えられる<sup>27 28</sup>。

<sup>26</sup> 新潟地裁平成 18 年 5 月 11 日判決は、「リスト等の作成等により原告のプライバシー等が侵害されていたというためにはそのリストに記載された原告に関する個人情報個人識別性を有することが必要である。」と判示している。

<sup>27</sup> 大阪地裁平成 6 年 4 月 27 日判決は、「道路や公園などの公開された場所では、居宅内などの閉鎖空間における無防備な状態とは異なり、誰に見られるかもわからない状態に身を委ねることを前提として、人はその状況に応じて振る舞うなど、自ら発信すべき情報をコントロールできるから、その意味では、その存在自体を見られることにより影響されるプライバシーは縮小されているといえる。」「しかし、公道においても、通常は偶然かつ一過性の視線にさらされるだけであり、特別の事情もないのに、継続的に監視されたり、尾行されることを予測して行動しているものではないのであって、その意味で、人は一歩外に出るとすべてのプライバシーを放棄したと考えるのは相当ではない。」「人が公共の場所にいる場合は、プライバシーの利益はきわめて制約されたものにならざるを得ないが、公共の場所にいるという一事によってプライバシーの利益が全く失われると解するのは相当ではなく、もとより当該個人が一切のプライバシーの利益を放棄しているとみなすこともできない。したがって、監視の態様や程度の如何によってはなおプライバシーの利益を侵害するおそれがあるというべきである。」と判示している。

<sup>28</sup> 神戸地裁平成 11 年 6 月 23 日判決は、ある医師の氏名、職業、開設する診療所の住所及び電話番号（電話帳に掲載されていた。）をパソコン通信ネットワーク上の掲示板に無断掲載した事案において、「それが右電話帳に掲載されていることを考慮しても、それをネット上の掲示板において公開されることまでは、一般的にも欲したりしないであろうと考えられる。」と判示している。

### ③ 検討

道路周辺映像サービスでは、一般市民の私生活に関わる情報がインターネット上で広く公開されることがあることから、プライバシー侵害となる場合、侵害の程度は小さくはない。また、撮影が公共の場であるからといってプライバシーが完全に失われるわけではない。

しかしながら、道路周辺映像サービスは相応の社会的意義を持つこと、特定個人のプライバシー侵害が問題となる場面は限定的と考えられること、撮影が公共の場であることによりプライバシーの利益はきわめて制約されること、基本的に公道からの撮影という問題の少ない撮影態様であることなども指摘でき、道路周辺映像サービス提供者において、①カメラ位置や私有地に侵入しないようにするなど撮影態様に配慮する、②人の顔や車両のナンバープレートにぼかし処理等を施すなどのプライバシー保護の措置をとる限り、プライバシー侵害となるおそれのあるケースは大幅に限定されると考えられる。

したがって、プライバシーとの関係で、サービスを一律に停止すべき重大な問題があるとまでは言い難い。

もっとも、プライバシー侵害となるかどうかは、写真の内容や写りに左右される面が大きく、撮影態様も個別のケースごとに検討する必要があるため、最終的には事例ごとの個別判断とならざるを得ないため、道路周辺映像サービス提供者に一定の法的リスクが残ることは避けられない。

#### (ウ) 道路周辺映像サービスと肖像権の関係

##### ① 肖像権侵害の有無・程度

肖像権についても、公開する利益と公開により生じる被害との比較衡量により侵害の有無が判断されることになるところ、公道やそれに準じた公共の場における人の容貌等を撮影・公開した事案については、複数の裁判例が存在する<sup>29</sup> <sup>30</sup>。これらの

<sup>29</sup> 公共の場における人の容貌等の撮影が肖像権の侵害とされた事例として、以下のものがある。

① 東京地裁平成16年7月14日判決は、著名な芸能人について空港という公共の場での姿を撮影し公開したという事案について、「例えば、年末の帰省時期における空港の人混みを流すように撮影したものではなく、原告らに…焦点を当てて、特定することができるように撮影したものであるから、通常一般人の常識的理解として公開を許容しているものとは、到底認められ…ない。」として肖像権侵害を認めた。

② 東京地裁平成17年9月27日判決は、衣料品を扱う業者が、ファッションを紹介する目的で、公道を歩く一般人の姿を無断で撮影し、ウェブサイトに掲載した事案について「その容貌を含めて特定の個人を大写しする」撮影方法及び「あえて原告の容貌及び姿態を捉えたものであることが容易に判明するような形」での掲載はいずれも相当性を欠くとして肖像権の侵害を認めた。

<sup>30</sup> 公共の場における人の容貌等の撮影につき肖像権の侵害を否定した事例としては、①公道を歩行中の姿を撮影したという岡山地裁平成3年9月3日判決、②護送車両内の被告人の上半身姿を公道から撮影したという東京高裁平成5年11月24日判決、③週刊誌に掲載する目的で自宅玄関前の背広姿の全身を撮影、掲載したという事案について「公道に準ずる公共性あり」とした東京地裁平成13年12

関係裁判例によれば、公道上において普通の服装・態度でいる人間の姿を撮影・公開することは受忍限度内として肖像権侵害が否定されることが多いが、常に肖像権侵害が否定されているわけではなく、公共の場における人の姿の撮影・公開につき肖像権侵害が肯定された事例も存在する。ただし、肖像権侵害を肯定した事例においては、特定の個人に焦点を当ててその容貌を大写していること等の事情が重視されており、公共の場の情景を流して撮影したにすぎないような場合には肖像権侵害は否定されるという方向性を示唆しているものがある。

## ② 検討

道路周辺映像サービスの目的は、地図情報の提供であって人の容貌の公開自体が目的ではない。撮影態様についても公道から周辺の情景を機械的に撮影しているうちに人の容貌が入り込んでしまったものであることから、特定の個人に焦点を当てるといよりは公共の場の情景を流すように撮影したものに類似する。したがって、ごく普通の服装で公道上にいる人の姿を撮影したものであって、かつ、容貌が判別できないようにぼかしを入れたり解像度を落として公開したりしている限り、社会的な受忍限度内として肖像権の侵害は否定されることが考えられる。

したがって、肖像権との関係でも、サービスを一律に停止すべき重大な問題があるとまでは言い難い。

もっとも、道路周辺映像サービスでは、一部に、風俗店等に入出入りする姿、立ち小便をしている姿、職務質問を受ける姿等公道であっても撮影、公開されることを通常許容しないと考えられる写真が入り込むこともあり得るため、肖像権侵害となるかどうかは、プライバシーと同様に最終的には事例ごとの個別判断とならざるを得ず、その意味で道路周辺映像サービス提供者に一定の法的リスクが残ることは避けられない。

### (5) その他に考えられる法的問題点等

撮影に当たって私有地に侵入した場合は、所有権の侵害として所有者から不法行為責任を問われる可能性がある。また、撮影に当たって道路交通法規や軽犯罪法<sup>31</sup>等に抵触する行為があれば、行為者は当該法規に照らし何らかの処分を受けることがあり得る。これらについては、問題となる撮影行為ごとに関係法令に基づき個別に対応することになるが、前述のとおり、撮影態様の不当性はプライバシーや肖像権の侵害における判断要素となることから、撮影に当たってはこれらの法令の遵守に努める必要がある。

月6日判決などがある。

<sup>31</sup> 例えば、正当な理由のない住居ののぞき見は、軽犯罪法第1条第23号において拘留又は科料に処すこととされている。

また、現時点では問題は生じていないが、映像中に著作物性が認められる建築物や美術作品等が写り込む可能性もあり、この場合には、著作権侵害の問題が生じる可能性が指摘されている。写り込みの場合、著作物の創作的表現内容を直接感得できるとは評価できない場合もあるほか、公共の場所等に恒常的に設置された美術の著作物や建築の著作物については著作権侵害となる場合が限定されており（著作権法（昭和45年法律第48号）第45条第2項、第46条）、公道から周辺の情景を無作為に撮影している中でたまたま写り込んだにすぎない場合に著作権侵害となることは想定しがたいが<sup>32</sup>、映像の状況等によっては権利者から指摘を受けた場合には、削除等何らかの対応が必要となることがあり得る。

また、サービス提供者の意図にかかわらず、道路周辺映像サービスにおいて提供されている映像の中から問題になりそうな情報を収集してまとめサイトのような形で公開するなど興味本位での二次利用の問題も指摘されている。こうした二次利用により、プライバシー侵害などの権利侵害が助長されるおそれがある。

道路周辺映像サービスによって提供される画像を二次利用して、プライバシーその他の権利の侵害が行われている場合には、インターネット上の違法情報として、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）及び電気通信関連業界が策定する「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」をはじめとした関係ガイドラインに基づき、当該情報の削除や当該情報に係る発信者情報を開示するなど既存の制度によって対応することが可能であるが、サービス提供者においても、違法な二次利用の防止に対して配慮することは重要であり、サービス提供者として取り得る対応を検討することが望ましい。

なお、道路周辺映像サービスについては、防犯上の問題が指摘されることがあるが、この問題については、警察等において別途検討することが必要と考えられる。

## 5. より信頼されるサービスに向けて（具体的提言）

これまで検討したとおり、道路周辺映像サービスについては、現時点では、提供形態からみて個人情報保護法の義務規定に必ずしも違反するものではない<sup>33</sup>。また、個人情報保護ガイドラインの遵守が求められており、これについても合理的な努力により遵守は可能であるといえる。また、プライバシーや肖像権との関係でも、最終的には事例ごとの個別判断とならざるを得ないものの、撮影態様やぼかし処理等を施す等の適切な配慮

<sup>32</sup> 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」平成20年8月版233頁参照  
([http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/ec/080829jyunsoku.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/080829jyunsoku.pdf))

<sup>33</sup> もっとも、仮に道路周辺映像サービス提供者が個人情報取扱事業者に該当する場合には、個別の画像ごとに「偽りその他不正の手段により」個人情報を取得することを禁じた法第17条をはじめとした個人情報保護法上の義務規定に抵触する可能性は残る。

がなされている限り、サービスの大部分は違法となることはないと思われることから、サービス全体を一律に停止させるのではなく、個別に侵害のおそれのある事案に対処していくことが望ましい。

## (1) 道路周辺映像サービス提供者に求められる取組

道路周辺映像サービスには、グーグル社の提供するストリートビューに対する反応にみられるとおり、多くの一般市民にプライバシー等の観点から懸念や不安を惹起する側面があり、一般市民の心理を踏まえれば、法的な問題を克服できたからといって直ちに受け入れられるサービスといえるわけではない。

例えば、路上での姿を撮影された可能性がある場合には自分がいつ、どこで、どのような姿で写っているか分からないという不安感を抱く人もおり、撮影された自宅や所有する自動車その他の私物を会社の同僚など知人に見られた場合の不快感も人によっては決して小さいものではない。それらの個々人が抱く印象も、一般公開されて誰でも自由に利用できるサービスか地方自治体や企業などごく一部のユーザーに限定して提供されているサービスかによって異なるとの指摘もある。また、前述のように、興味本位での二次利用の問題も指摘されている。

道路周辺映像サービスが一般市民から受け入れられるためには、その社会的意義について理解を得るとともに、サービスから生じる負の側面であるプライバシーや肖像権の侵害に対する一般市民の懸念や不安を払拭していくことが不可欠である。したがって、法的な義務とまではいえないが、道路周辺映像サービス提供者は、要する負担とのバランスを考慮しつつも、我が国のプライバシーに対する考え方や住宅事情その他<sup>34</sup>の固有の事情を踏まえ、プライバシーや肖像権への配慮はもちろんのことその侵害に対して一般市民の抱く不安感に対しても慎重な対応措置を講じることが望ましい。具体的には、サービスの内容、規模及び提供対象（広く一般向けか業務用か）等にもよるが、前述の撮影態様の配慮やぼかし処理等に加え、以下のような取組が考えられる<sup>35</sup>。

### ① 事前の情報提供

<sup>34</sup> 例えば、我が国には、欧米諸国と比較して、特に都市部において街路が狭く住宅と街路との距離が近いこと、住居に表札を出すという文化、都市部においても洗濯物を外に干していることなどの特色がある等との指摘がある。

<sup>35</sup> なお、この他、撮影・公開を商業地や観光地のみにとどめ住宅地は避けるという方法も指摘されている。しかし、前述のとおり住宅地についても撮影態様の配慮やぼかし処理等によりプライバシー侵害のおそれを軽減することは可能であること、住宅地も含めて提供されなければ地図情報としての存在意義が著しく減少すること、プライバシー保護の観点から住宅地とそれ以外を実態に即して適切に区別するのは困難であること、住宅地であれ商業地・観光地であれプライバシー・肖像権保護の要請の程度に差異はないことなどから、住宅地についてサービスの一律提供停止を求めることは妥当とはいえないと考えられる。



撮影前や公開前にサービスに関して地域住民や地方自治体等の関係者に必要に応じて情報提供することは重要である。

撮影実施の有無は天候などの偶然の事情も大きく影響するため、事前に日時場所を細かく特定して情報提供することに困難な面もあり、また、プライバシー等の権利主体に対して個別に情報提供することまでは諸外国でも行われていないが、例えば、告知によってかえって混乱を招来しないよう注意しつつ、提供事業者の公式 WEB ページ上での告知や、事前に地方自治体等に大まかな場所や時期を通知しておくことが考えられる。

## ② サービス公開後の対応の充実

本人から申出があった場合に画像を速やかに削除する手続の整備は、個人情報保護ガイドライン上求められているが、プライバシー・肖像権の保護の観点からも、迅速かつ容易に削除依頼ができる手続を整備することが重要である。その手続は、インターネットを利用しない一般市民でも容易に利用可能でなければならないと考えられる。したがって、インターネット上で削除依頼を受け付けるだけでなく、サービスの提供範囲等の事情も勘案しつつ、必要に応じて専任の担当者や専用の受付電話を設置するといった利用者に配慮した丁寧な対応を講じることが望ましい。

また、前述のとおり、道路周辺映像サービスによって提供される画像を利用した違法な二次利用の防止に対する配慮も重要であり、たとえば、予め公開画像の悪用を禁止する旨の注意喚起や警告、速やかな削除対応あるいは適切な技術的措置など、サービス提供者として取り得る対応を検討することが望ましい。

## ③ サービス全般に関する周知の徹底

道路周辺映像サービスについて、サービスの内容やプライバシーへの配慮等についての情報が十分に周知されない場合、一般市民の不安が一層増幅されることが懸念される。道路周辺映像サービス提供者には、前述のとおり、個人情報保護ガイドラインにより、プライバシーポリシーの公表、利用目的の特定と公表、第三者提供する旨及びその手段方法等の公表等が求められるが、それだけでなく、サービスの内容（仕様の改訂等も含め）、削除依頼の連絡先、プライバシー等への配慮措置の内容、削除要請への対応実績等サービスに関連する情報を、インターネットを利用しない一般市民の存在も視野に入れた上で、広く一般に周知するよう努めることが望ましい。

## (2) 国による取組

まず、道路周辺映像サービス提供者が個人情報取扱事業者に該当する場合には、主務大臣は個人情報保護法に基づき必要な対応を採ることが求められ、総務省においても、提供者が電気通信事業者に該当する場合には、個人情報保護ガイドラインを遵守するよう、必要な指導・助言を行うことが求められる。

次に、我が国においては、グーグル社の提供するストリートビューの問題が大きく取り上げられたが、その背景として、事前に個人情報保護法を含む既存法令との関係、利用者対応の在り方等について適切な指導や助言を国等から受ける機会が結果としてなかったこと及び広く一般に対する事前の周知が行われなかったことが挙げられる。

この点、3. にあるとおり、海外では、プライバシー・コミッショナー等のプライバシー問題を専門に取り扱う機関を設置している国が少なくなく、グーグル社の提供するストリートビューも、海外ではサービス開始に先立ち、そうした機関に事前に相談し、その指導や助言を踏まえてサービスを展開しており、それらの機関による声明の公表がメディアを通じて報じられたことが、一般国民への周知が図られる一助となった。

現在、我が国にはそのようなプライバシー等の問題を扱う専門の機関は存在しないが、こうした機関において、当該サービスの意義とそこから生じる侵害とを適切に衡量し、事前に法的問題の整理や利用者対応につき有効な指導や助言を受けることができれば、一般市民のサービスに対する懸念や不安を払拭することができ、サービス提供者も安心してサービス展開が可能となる。

我が国には、プライバシーについて一般的に規定した法令が存在せず、プライバシー問題について所管する機関も明確になっていないこと、表現の自由に関わる問題であり、機関の位置付けや権限について、海外の実例も踏まえた慎重な検討を要することなどから、直ちに同様の機関を設けることは困難である。

しかしながら、プライバシーに対する社会一般の意識の高まりを考えれば、道路周辺映像サービスに限らず、今後もプライバシー等が問題となるケースが発生することは疑いないところであり、中長期的にはプライバシー等について効果的な助言・勧告をする機能を持つことも考え方としてあり得る。

## 6. おわりに

道路周辺映像サービスは、地図情報の価値を大幅に高め得るものであり、現に有効利用されているほか、今後も様々な活動と連携していくことが予想され、高い将来性・可能性を秘めている。しかし、いまだ試行錯誤の段階にあるサービスであり、必ずしもプライバシー・肖像権などの諸権利との関係を十分に整理し、社会的合意を形成した上で提供されてきたとは言い難い。一方、道路周辺映像サービスが事業として継続していくためには道路周辺映像サービスの存在が社会に有用なものとして受け入れられることが不可欠であることは言うまでもない。したがって、道路周辺映像サービス提供者自身の

継続的な取組は期待できるが、現実には発生している様々な課題と緊急性に照らして、本提言も踏まえ、十分な社会的合意を形成するための一層の努力が強く求められる。また、プライバシー・肖像権に対する考え方は、時代や技術動向により常に変化する。その意味で、今回の検討はあくまでも現時点におけるものであり、今後サービスを取り巻く情勢に変化があった場合には再検討が必要になると思われる。総務省においても、引き続き道路周辺映像サービスについては注視していくことが必要である。

# 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」 開催要綱

## 1 目的

新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通などにより、通信の秘密、個人情報保護、知的財産保護などの観点から、新たな課題が生じたり、深刻化したりといった状況がある。また、諸権利との関係が不分明なために、新規サービスの展開が円滑に進まないといった課題も生じている。

こうした課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討して実施するとともに、通信の秘密等との関係についても必要に応じて整理することを目的として、本研究会を開催する。

## 2 名称

本会は、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」と称する。

## 3 検討事項

- (1) ICTサービスを展開するに際しての通信の秘密等についての考え方の整理
- (2) 個別課題の対応策の検討
- (3) その他利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に対する対応策の検討

## 4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は本会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (8) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 5 開催期間

本会の開催期間は、平成21年4月から平成22年3月までを目処とする。

## 6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」  
構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
岡村 久道	弁護士 国立情報学研究所客員教授
木村 たま代	主婦連合会
清原 慶子	三鷹市長
桑子 博行	社団法人テレコムサービス協会サービス倫理委員長
國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
長田 三紀	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
藤原 まり子	博報堂生活総合研究所 客員研究員
別所 直哉	安心ネットづくり促進協議会調査企画委員会副委員長
堀部 政男	一橋大学名誉教授
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授

【オブザーバー】

内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室長

## インターネット地図情報サービスWG 構成員一覧

主査	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
主査代理	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
構成員	石井 夏生利	情報セキュリティ大学院大学准教授
構成員	藤田 一夫	グーグル株式会社 ポリシーカウンスル
構成員	楠 正憲	マイクロソフト株式会社
構成員	島本 学	NTTレゾナント株式会社 企画部法務考査部門長
構成員	中川 譲	一般社団法人インターネットユーザー協会 理事

---